第1237号

AFN-1237

1994年1月17日創刊 每週発行 葵総合経営センターだより週刊版

10/9 (火)

『自筆証書遺言の利便性が格段に向上 相続法改正で方式緩和と保管制度が創設』

2018年の通常国会において、民法中の相続に関する規定等を改正する法律案が去る7月6日に成 立した。今回の改正は、約40年ぶりの大きな見直しとも言われており、実務への影響を与えることは 必至。特に、近年静かなブームを迎えていると言われる"終活"の根幹である遺言書作成の実務には、 大きな影響を与えるとみられている。主な改正点は、(1)自筆証書遺言の方式緩和(2)自筆証書遺言の 保管制度の創設——の2点だ。

現行制度では、自筆証書遺言を作成する場合、財産目録を含めた全ての記載を全文自書する必要 があり、代筆やパソコン等でタイプしたものを印刷した文書は無効、とされている。さらに、作成した文 書を修正する場合、変更する箇所について指示し、変更した旨を付記した上で署名を行い、そして変 更の箇所に押印しなければ効力が生じない。

そこで改正民法では、財産目録の部分については自書する必要がなく、パ ソコン等で作成してもよいこととされた。また、財産目録が変更された場合は、 別紙として添付していた財産目録を削除し、修正した新しい財産目録を添付 する方法で加除訂正を行うことが認められる。

自筆証書遺言の保管では、そのほとんどが遺言者自身の家や金庫等で保 管されているため、遺言書が発見されないケースや、紛失や偽造・変造のリス クがあることから、改正民法では、自筆証書遺言を、公的機関である法務局に 保管する制度を設け、速やかに遺言の有無と内容の確認ができるようになる。



『残高8兆円超と成長を続ける「ラップロ座」割高な手数料でも人気を集める理由は?』

金融機関に運用を一任する「ラップロ座」の契約数が増え続けている。日本投資顧問業協会によれ ば、今年6月末時点で残高は初めて8兆円を超えた。契約件数も右肩上がりに伸びており、約76万件と 過去最高を更新している。運用を一任するという性格上、「ラップロ座」の手数料は割高だ。運用成績の 如何にかかわらず、一定のコストがかかる。たとえば三井住友銀行や野村證券などでは年間に約30万 円程度必要であり、金融機関側にとっては"おいしい"商品だといえる。

それでも売れているのは、投資にかかわる面倒な手続きや分析を敬遠する層が、高齢者を中心に存 在しているからだ。そこに着目した金融機関側は、相続対策を組み込んだラップサービスを急激に展開 している。たとえば大和証券は、運用資産から生前贈与できる仕組みを導入。野村證券は、相続時に換 金する必要のない信託の仕組みを組み込んだ「ラップ信託」の提供を開始している。信託のまま相続す れば、そのまま相続人が運用を継続することも見込めるというわけだ。

見落としがちだが、日本の個人金融資産の大半を所有しているのは高齢者である。60歳以上世帯の 平均貯蓄額は2,000万円以上といわれており、「塩漬けにするよりは、多少手数料がかかっても増やした い」と考える人もいるだろう。ただ老後資金として堅実な資産運用を目指すならば、「金融機関任せ」の サービスへの依存は危険ではないだろうか。その点で投資家教育も今後の課題だ。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL: (052) 331-1768 FAX: (052) 332-5282

[Homepage] http://www.aoi-cms.com/ [e-mail] aoi@aoi-cms.com